

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部教育施設課

番号 7

許認可等の内容		学校施設使用団体の登録
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市立学校施設使用規則第3条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	規則第3条に規定されているとおり。詳細については、別添の「茅ヶ崎市立学校体育施設開放事業実施要綱」または「茅ヶ崎市立学校運動場夜間照明施設開放事業実施要綱」による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年4月1日設定
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成26年4月1日設定